

＊北海道公報

発行 北海道庁
編集 総務局
文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

○特定調達契約に係る入札の公告..... 45
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 46

規

則

目

次

ページ

規 則

○北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則..... (林業木材課) 24

告 示

○水資源保全地域の指定..... (土地水対策課) 25

○家畜伝染病検査の命令 (4件)..... (畜産振興課) 26

○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課) 29

○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課) 29

○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) 29

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 29

○道路の供用の開始..... (維持管理防災課) 30

○津波災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 30

○建設業者に対する監督処分..... (建設管理課) 31

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (調達課) 31

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)..... 32

道企業管理規程

○鷹泊ダム操作規程の一部を改正する規程..... 35

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する告示..... 37

○特定調達契約に係る入札の公告..... 38

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 39

道公安委員会告示

○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 40

道方面公安委員会告示

○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 41

○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 42

○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 43

○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 44

道警察本部告示

北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第4号

北海道立北の森づくり専門学院管理規則の一部を改正する規則

北海道立北の森づくり専門学院管理規則(令和元年北海道規則第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「2週間」を「3週間」に改め、同項第3号中「12月下旬」を「12月中旬」に、「1月中旬」を「1月下旬」に、「2週間」を「5週間」に改め、同条第2項中「ときは」の次に「、前項各号に定める休暇期間を変更することができるほか」を加える。

第18条中「対し、」の次に「別記第4号様式の」を加える。

第20条を第21条とする。

第19条第1項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(専門士)

第19条 学院を卒業した者は、専門士(農業専門課程)と称することができる。

別記第4号様式中「第19条」を「第20条」に改め、同様式を別記第5号様式とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式(第18条関係)

第 号

卒業証書

氏 名

年 月 日生

本学院林業・木材産業学科の課程を修了したことを証し、専門士(農業専門課程)と称することを認めます。

年 月 日

北海道立北の森づくり専門学院長



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第159号

北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条第1項及び第4項の規定により、次のとおり水資源保全地域を指定することとし、水資源保全地域に係る指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定め、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 指定番号 第182号
- (2) 名称 余市町白岩地区水資源保全地域
- (3) 指定の区域 余市郡余市町潮見町66番地、67番地、68番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地、85番地、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、白岩町25番地1、25番地20から23まで、107番地1、107番地3、109番地2、112番地1、113番地1、113番地3、117番地1及び2、117番地6、119番地4及び5、119番地10から12まで、123番地1、123番地8から10まで、123番地14から16まで、123番地18、123番地24、127番地1、134番地、136番地、137番地、138番地、139番地1、144番地5、145番地1、145番地4、146番地1、146番地4及び5、147番地、148番地1から3まで、149番地1、149番地3、150番地1、150番地4、151番地1及び2、152番地、154番地、155番地、155番地7、155番地9、156番地、158番地1、158番地4から7まで、159番地、160番地1、160番地5、165番地、166番地、167番地、169番地、170番地、171番地1及び2、173番地1、175番地、176番地、177番地、179番地1、181番地、183番地、184番地1、186番地3、187番地1及び

2、188番地1及び2、189番地、190番地、191番地、192番地、193番地、194番地、195番地、196番地、197番地、198番地、199番地、200番地1及び2、201番地、202番地、203番地、204番地、205番地、206番地、207番地、208番地、209番地、210番地1から3まで、211番地、212番地1から4まで、213番地1及び2、214番地1から3まで、215番地、216番地1、217番地1、218番地1及び2、218番地5、220番地2、221番地1、222番地1から3まで、223番地1及び2、224番地1、225番地1、226番地、227番地、229番地、230番地、233番地、234番地、235番地、236番地、238番地、242番地1、243番地1、244番地1、245番地、246番地、247番地1、248番地1及び2、249番地、250番地、251番地、252番地、253番地、254番地、255番地、256番地、257番地、258番地1、259番地、260番地、261番地、262番地、263番地、264番地、266番地、269番地、270番地1、275番地、275番地3、276番地2、279番地、281番地、282番地、283番地、284番地1、285番地1、287番地1、288番地1、289番地1、289番地4及び5、293番地、梅川町561番地4、561番地6から10まで、562番地、562番地5、563番地1、565番地3、566番地2、566番地4、568番地、570番地1、570番地3、571番地2、571番地5から7まで、574番地1、575番地1、575番地8及び9、576番地、578番地、579番地、580番地1から10まで、585番地1、1426番地（余市町白岩地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

- (4) 地域別指針 次のとおり

- 2(1) 指定番号 第183号

- (2) 名称 厚岸町片無去地区水資源保全地域

- (3) 指定の区域 厚岸郡厚岸町片無去6番地、7番地、8番地、9番地、10番地、11番地、12番地、13番地、14番地、15番地、16番地、17番地、21番地、22番地、23番地、24番地、25番地、26番地、27番地、28番地、29番地、30番地、31番地、32番地、33番地、34番地、35番地、36番地、37番地、38番地、39番地1から145まで、40番地、41番地、42番地、43番地、44番地、45番地、46番地、47番地、48番地、49番地、50番地、51番地、54番地、55番地、61番地、62番地、63番地、64番地、65番地、66番地、67番地、68番地、69番地、70番地、71番地、72番地、73番地、74番地、75番地、76番地1及び2、77番地、78番地、79番地、80番地、81番地、82番地、83番地、84番地1から5まで、85番地1及び2、86番地、87番地、88番地、89番地、90番地、91番地、92番地、93番地、94番地、95番地、96番地、97番地、98番地、99番地、100番地、101番地、102番地、103番地、

104番地、105番地、106番地、107番地、108番地、109番地、110番地、111番地、112番地、113番地、114番地、115番地、116番地、117番地、118番地、119番地、120番地、121番地、122番地、123番地、124番地、125番地、126番地、127番地、128番地、129番地、130番地、131番地、132番地、133番地、134番地、135番地、136番地、137番地、138番地、139番地、140番地、141番地、142番地、143番地、144番地、145番地、146番地、147番地、148番地、149番地、150番地、151番地、152番地、153番地、154番地、155番地、156番地、157番地、158番地、159番地、161番地、164番地、166番地、167番地、168番地、169番地、170番地、171番地、172番地、173番地、175番地、176番地、177番地、178番地、179番地、180番地、181番地、183番地、184番地、185番地、186番地、187番地、188番地、189番地、190番地、191番地、192番地、193番地、194番地、195番地、196番地、197番地、198番地、199番地、200番地、201番地、202番地、203番地、204番地、205番地、206番地、207番地、208番地、209番地、210番地、211番地、212番地、213番地、214番地、215番地 1 及び 2、217番地、226番地、229番地、237番地、242番地、244番地、245番地、291番地 1 及び 2、486番地、487番地、488番地、489番地、490番地、491番地、492番地、493番地、494番地、505番地、515番地、535番地、641番地、642番地、646番地、1250番地、1255番地、オッポロ川河川敷地（厚岸町片無去地区水資源保全地域区域図に示すとおり）

(4) 地域別指針 次のとおり

（各水資源保全地域の「区域図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道総合政策部計画局土地水対策課及び関係総合振興局地域創生部地域政策課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第160号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

1 牛のヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の市町村名	実施の期日 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
長沼町	令和4年6月1日から同年8月31日まで
江別市	令和4年4月1日から同年7月31日まで
黒松内町	令和4年4月1日から同年6月30日まで
蘭越町	同
豊浦町	令和4年4月1日から同年5月31日まで
日高町	令和4年9月1日から令和5年1月31日まで
七飯町	令和4年4月4日から同年7月15日まで
鷹栖町	令和4年4月1日から同年11月30日まで
中富良野町	同
占冠村	同
音威子府村	同
初山別村	令和4年8月1日から同年11月30日まで
幌延町	令和4年5月2日から同年12月23日まで
美幌町	令和4年4月1日から同年6月30日まで
津別町	令和4年4月1日から同年12月28日まで
清里町	令和4年5月2日から同年12月28日まで
訓子府町	令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
佐呂間町	令和4年9月1日から同年12月28日まで
滝上町	令和4年8月1日から同年12月28日まで
新得町	令和4年5月9日から同年7月22日まで
清水町	令和4年4月18日から同年10月21日まで
豊頃町	令和4年4月1日から同年8月26日まで
釧路市	令和4年4月1日から同年12月31日まで
浜中町	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
白糠町	令和4年4月1日から同年12月31日まで
別海町	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
中標津町	同
標津町	同
羅臼町	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養さ

れているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
--------------------	--

長 沼 町	令和4年6月1日から同年8月31日まで
-------	---------------------

黒 松 内 町	令和4年4月1日から同年6月30日まで
---------	---------------------

蘭 越 町	同
-------	---

伊 達 市	令和4年4月1日から同年7月29日まで
-------	---------------------

日 高 町	令和4年9月1日から令和5年1月31日まで
-------	-----------------------

七 飯 町	令和4年4月4日から同年7月15日まで
-------	---------------------

鷹 栖 町	令和4年4月1日から同年11月30日まで
-------	----------------------

中 富 良 野 町	同
-----------	---

占 冠 村	同
-------	---

音 威 子 府 村	同
-----------	---

留 萌 市	令和4年4月1日から同年6月30日まで
-------	---------------------

増 毛 町	同
-------	---

小 平 町	同
-------	---

幌 延 町	令和4年5月2日から同年12月23日まで
-------	----------------------

美 幌 町	令和4年4月1日から同年6月30日まで
-------	---------------------

津 別 町	令和4年4月1日から同年12月28日まで
-------	----------------------

清 里 町	令和4年5月2日から同年12月28日まで
-------	----------------------

訓 子 府 町	令和4年9月1日から令和5年3月31日まで
---------	-----------------------

佐 呂 間 町	令和4年9月1日から同年12月28日まで
---------	----------------------

滝 上 町	令和4年8月1日から同年12月28日まで
-------	----------------------

大 樹 町	令和4年4月4日から同年7月8日まで
-------	--------------------

浦 幌 町	令和4年6月13日から同年9月9日まで
-------	---------------------

釧 路 市	令和4年4月1日から同年12月31日まで
-------	----------------------

浜 中 町	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
-------	-----------------------

白 糠 町	令和4年4月1日から同年12月31日まで
-------	----------------------

別 海 町	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
-------	-----------------------

中 標 津 町	同
---------	---

標 津 町	同
-------	---

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 市 町 村 名	実 施 の 期 日 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
--------------------	--

登 別 市	令和4年5月2日から同年7月29日まで
-------	---------------------

白 老 町	同
-------	---

安 平 町	同
-------	---

鷹 栖 町	令和4年4月1日から同年11月30日まで
-------	----------------------

中 富 良 野 町	同
-----------	---

占 冠 村	同
-------	---

音 威 子 府 村	同
-----------	---

釧 路 市	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
-------	-----------------------

浜 中 町	同
-------	---

白 糠 町	同
-------	---

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

4 腐^そ蛆病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
札 幌 市 令和4年4月1日から同年10月31日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

- ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第161号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北 海 道 一 円 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(ただし、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。)

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第

58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第162号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
北 海 道 一 円 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内の鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家さん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）で飼育される家さんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。

北海道告示第163号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛のブルセラ症及び結核の発生予察のため

- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
- 実施する区域の 実 施 の 期 日
- 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
- 北 海 道 一 円 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- （ただし、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。）
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和3年3月5日付け2消安第5800号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の第2の1の(2)の輸入牛及び種畜検査対象牛、同要領の第2の2の(2)の流死産した母牛。
- 4 実施の方法
- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、同要領に定める方法による。

北海道告示第164号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年3月11日

		北海道知事 鈴木直道
地区名	事業の種類	完了年月日
岩崎	農業用排水施設、区画整理、暗渠排水	令和2.12.22
同	農業用道路	同3.7.9

北海道告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和4年3月11日

- 北海道知事 鈴木直道
- 1 保安林の所在場所
- 函館市弁才町279の4地先・279の4・307の2・307の4（以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年3月11日

- 北海道知事 鈴木直道
- 1 解除に係る保安林の所在場所
- 河東郡上士幌町字上士幌261・262（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 3 解除の理由
- 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月11日

- 北海道知事 鈴木直道
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 広尾郡広尾町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 旭岱鳥山線	爾志郡乙部町字富岡199番1地先から 同郡乙部町字富岡200番2地先まで	令和4年3月11日
	爾志郡乙部町字富岡199番5地先から 同郡乙部町字富岡199番5地先まで	同

北海道告示第169号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。

令和4年3月11日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 津波災害警戒区域の表示

ア 市町村 釧路市

イ 大字等 愛国、愛国西1丁目、愛国西2丁目、愛国西3丁目、愛国西4丁目、愛国東1丁目、愛国東2丁目、愛国東3丁目、愛国東4丁目、暁町、旭町、芦野1丁目、芦野2丁目、芦野3丁目、芦野4丁目、芦野5丁目、入江町、入舟3丁目、入舟4丁目、入舟5丁目、入舟6丁目、入舟7丁目、浦見2丁目、浦見3丁目、浦見5丁目、浦見6丁目、浦見7丁目、浦見8丁目、大川町、大町1丁目、大町2丁目、大町3丁目、大町4丁目、大町5丁目、大町6丁目、大町7丁目、大町8丁目、興津1丁目、興津3丁目、大楽毛、大楽毛1丁目、大楽毛2丁目、大楽毛3丁目、大楽毛4丁目、大楽毛5丁目、大楽毛北1丁目、大楽毛北2丁目、大楽毛西1丁目、大楽毛西2丁目、大楽毛南1丁目、大楽毛南2丁目、大楽毛南3丁目、大楽毛南4丁目、大楽毛南5丁目、音羽、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音

別町朝日1丁目、音別町朝日2丁目、音別町朝日3丁目、音別町海光1丁目、音別町海光2丁目、音別町海光3丁目、音別町川西、音別町川東1丁目、音別町川東2丁目、音別町共栄1丁目、音別町共栄2丁目、音別町尺別、音別町直別、音別町中音別、音別町中園1丁目、音別町中園2丁目、音別町馬主来、音別町風連、音別町緑町1丁目、音別町緑町2丁目、音別町本町1丁目、音別町本町2丁目、音別町本町3丁目、音別町若草、海運1丁目、海運2丁目、海運3丁目、貝塚1丁目、貝塚2丁目、貝塚3丁目、貝塚4丁目、柏木町、春日町、桂恋、川上町2丁目、川上町3丁目、川上町4丁目、川上町5丁目、川上町6丁目、川上町7丁目、川上町8丁目、川上町9丁目、川上町10丁目、川上町11丁目、川北町、川端町、北大通1丁目、北大通2丁目、北大通3丁目、北大通4丁目、北大通5丁目、北大通6丁目、北大通7丁目、北大通8丁目、北大通9丁目、北大通10丁目、北大通11丁目、北大通12丁目、北大通13丁目、北大通14丁目、北園、北園1丁目、喜多町、共栄大通1丁目、共栄大通2丁目、共栄大通3丁目、共栄大通4丁目、共栄大通5丁目、共栄大通6丁目、共栄大通7丁目、共栄大通8丁目、共栄大通9丁目、黒金町6丁目、黒金町7丁目、黒金町8丁目、黒金町9丁目、黒金町10丁目、黒金町11丁目、黒金町12丁目、黒金町13丁目、黒金町14丁目、光陽町、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、駒場町、材木町、幸町3丁目、幸町4丁目、幸町5丁目、幸町6丁目、幸町7丁目、幸町8丁目、幸町9丁目、幸町10丁目、幸町11丁目、幸町12丁目、幸町13丁目、幸町14丁目、栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、栄町4丁目、栄町5丁目、栄町6丁目、栄町7丁目、栄町8丁目、栄町9丁目、栄町10丁目、栄町11丁目、栄町12丁目、紫雲台、治水町、春湖台、昭和、昭和北1丁目、昭和北2丁目、昭和北3丁目、昭和中央1丁目、昭和中央2丁目、昭和中央3丁目、昭和中央4丁目、昭和中央5丁目、昭和中央6丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、昭和町3丁目、昭和町4丁目、昭和南3丁目、昭和南4丁目、昭和南5丁目、昭和南6丁目、知人町、白金町、城山1丁目、城山2丁目、新栄町、新川町、新釧路町、新富町、新橋大通1丁目、新橋大通2丁目、新橋大通3丁目、新橋大通4丁目、新橋大通5丁目、新橋大通6丁目、新橋大通7丁目、新橋大通8丁目、新橋大通9丁目、新富士町1丁目、新富士町2丁目、新富士町3丁目、新富士町4丁目、新富士町5丁目、新富士町6丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末広町4丁目、末広町5丁目、末広町6丁目、末広町7丁目、末広町8丁目、末広町9丁目、末広町10丁目、末広町11丁目、末広町12丁目、末広町13丁目、末広町14丁目、住之江町、住吉1丁目、住吉2丁

北ひびき農業協同組合		平成16. 2. 1	北ひびき農業協同組合上士別支所	(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
			同	
			同	
			同	
			同	ア 申請の時期
			同	令和4年3月11日（金）から同年4月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
総合振興局告示及び振興局告示				
北海道渡島総合振興局告示第45号				
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。				
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。				
令和4年3月11日				
北海道渡島総合振興局長 鳴 海 拓 史				
1 入札に付する事項				
(1) 調達をする物品等の名称及び数量				
乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部）一式（1月当たりの単価）1台分				
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。				
(3) 契約期間 令和4年8月1日から令和9年7月30日まで				
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。				
(4) 納入場所 入札説明書による。				
2 入札に参加する者に必要な資格				
次のいずれにも該当すること。				
(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。				
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。				
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。				
(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。				
(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。				
3 条件付一般競争入札参加資格の審査				
イ 申請の方法				
申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。				
なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。				
ウ 申請書類の提出先				
郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号				
北海道渡島総合振興局総務課				
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。				
4 契約条項を示す場所				
北海道渡島総合振興局総務課				
5 入札執行の場所及び日時				
(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）				
(2) 入札日時 令和4年4月21日（木）午前11時（送付による場合は、同月19日（火）午後5時までに必着）				
(3) 開札場所 (1)に同じ。				
(4) 開札日時 (2)に同じ。				
6 入札保証金				
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。				
7 一連の調達契約に関する事項				
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期				
(1)ア 名称及び数量 自動車の交換 1台				
イ 予定時期 令和4年4月頃				
(2)ア 名称及び数量 自動車の交換 1台				
イ 予定時期 令和4年4月頃				

- (3)ア 名称及び数量 自動車の交換 1台
イ 予定時期 令和4年4月頃
- (4)ア 名称及び数量 自動車の購入 3台
イ 予定時期 令和4年4月頃
- (5)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台
イ 予定時期 令和4年5月頃
- (6)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台
イ 予定時期 令和4年5月頃
- (7)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台
イ 予定時期 令和4年5月頃
- (8)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台
イ 予定時期 令和4年5月頃
- (9)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 1台
イ 予定時期 令和4年5月頃
- (10)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 3台
イ 予定時期 令和4年8月頃
- (11)ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 2台
イ 予定時期 令和5年2月頃
- (1)から(11)までについて、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道渡島総合振興局のホームページ(https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set
- B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., April 21, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., April 19, 2022)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道十勝総合振興局告示第1004号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和4年3月11日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号 1 複写機及びその附属品の賃貸借

(ア) 調達をする物品等の名称

モノクロ複写機の賃貸借(点検・調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。)一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量

1台及び1台1月当たり 5,100枚

イ 入札番号 2 複写機及びその附属品の賃貸借

(ア) 調達をする物品等の名称

モノクロ複写機の賃貸借(点検・調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。)一式

(イ) 調達台数及び調達予定数量

1台及び1台1月当たり 9,500枚

ウ 入札番号 3 複写機及びその附属品の賃貸借

- (ア) 調達をする物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1台1月当たり 7,100枚
- エ 入 札 番 号 4 複写機及びその附属品の賃貸借
- (ア) 調達をする物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1台1月当たり 9,500枚
- オ 入 札 番 号 5 複写機及びその附属品の賃貸借
- (ア) 調達をする物品等の名称
モノクロ複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1台1月当たり 37,800枚
- カ 入 札 番 号 6 複写機及びその附属品の賃貸借
- (ア) 調達をする物品等の名称
カラー複写機の賃貸借（点検・調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。） 一式
- (イ) 調達台数及び調達予定数量
1台及び1台1月当たり モノクロ6,700枚、カラー6,200枚
アからカまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 令和4年3月11日（金）から同年4月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道十勝総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎地下会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係）
- (2) 入 札 日 時 令和4年4月22日（金）午前11時（送付による場合は、同月21日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1)ア 名 称 及 び 数 量 複写機及びその附属品の賃貸借 1 台 イ 予 定 時 期 令和4年11月頃 (2)ア 名 称 及 び 数 量 複写機及びその附属品の賃貸借 6 台 イ 予 定 時 期 令和5年1月頃 (1)及び(2)について、入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道十勝総合振興局のホームページ（https://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikai/nyusatu-info.html）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係 (2) 所 在 地 郵便番号 080－8588 帯広市東3条南3丁目1番地 (3) 電 話 番 号 0155－27－8508 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of copying machine No.1 1 set b Lease of copying machine No.2 1 set	c Lease of copying machine No.3 1 set d Lease of copying machine No.4 1 set e Lease of copying machine No.5 1 set f Lease of copying machine No.6 1 set B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., April 22, 2022 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 21, 2022) C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508
	道 企 業 管 理 規 程 鷹泊ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年3月11日 北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也 北海道企業管理規程第1号 鷹泊ダム操作規程の一部を改正する規程 鷹泊ダム操作規程（昭和42年北海道企業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。 第3条第1号オ中「排砂ゲート」を「放流ゲート」に、「2.120m」及び「2.160m」を「2m」に改め、同条第3号を次のように改める。 (3) 最大使用水量等 ア 最大注水量 27.917m³/S イ 発電最大使用水量 24.500m³/S 第5条中「石狩、空知及び後志支庁予報区並びに上川及び留萌支庁予報区（以下「予報区」という。）」を「深川市又は幌加内町」に、「暴風雨警報又は大雨警報」を「大雨警報（特別警報を含む。）」に、「洪水時に至るまで又は洪水時に至ることなくこれらの」を「この」に、「若しくは」を「又は」に、「その他洪水が発生するおそれが少ない」を「かつ洪水の発生するおそれが少ない」に、「に至るまでの間」を「までの間（洪水発生時を除く。）」に改める。 第6条中「予報区」を「深川市又は幌加内町」に改め、「風雨注意報又は」を削り、「これらの」を「この」に改める。 第8条第2項中「終る」を「終わる」に改める。 第10条中「又は排砂ゲート」を削り、「（以下「ダム放流」という。）は、次の」を「は次の」に改め、「限り、」の次に「放流ゲートからの放流は第1号、第4号又は第5号に該当する場合に限り、それぞれ」を加え、同条第1号中「流量確保」を「流量を確保」に改

め、同条第3号中「第21条第1号」を「第19条第2項、第20条（第2号に係る部分に限る。）及び第21条第1号」に改め、同条第4号中「もしくは」を「又は」に改める。

第12条の見出しを「（洪水吐ゲート及び放流ゲートの操作の方法等）」に改め、同条第2項中「用いた」を「開いた」に改め、同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 放流ゲートの1回の開閉の動きは、20cmを超えてしてはならない。

6 ゲート及び放流ゲートは、第10条の規定により放流する場合又はダムの洪水吐若しくは放流ゲートの点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第12条第7項を削る。

第13条第1項中「ダム放流（ダム放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。以下次条において同じ。）」を「ダムの洪水吐又は放流ゲートからの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。次条において「ダム放流」という。）」に改め、同条第2項中「北海道開発局長」の次に「（以下「局長」という。）」を加える。

第14条第2項第1号中「開始以前約10分前約2分間」を「開始約10分前に約2分間」に改め、同項第2号中「時以前約1時間前」を「時の約1時間前に」、「10分前」を「10分前」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 警報車の拡声機による警告にあっては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により、当該地点における雨竜川の水位の上昇が開始されると認められる時の約15分前

第14条第3項中「必要」の次に「がある」を加え、「認められた」を「認められる」に改める。

第15条中「排砂ゲート」を「放流ゲート」に改め、同条第2号中「終えた時刻及びその時」を「始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時」に改め、同条第3号中「開閉を」の次に「始めた時及びこれを」を加え、「ダム放流」を「ダムの洪水吐又は放流ゲートからの放流」に改め、同条第4号中「ダム放流」を「ダムの洪水吐又は放流ゲートからの放流」に改める。

第16条第2項中「同様」を「同表」に改める。

第17条中「機械器具」を「機械、器具」に、「影きょう」を「影響」に、「貯水池付近」を「貯水池附近」に改める。

第18条中「北海道開発局長」を「局長」に、「別表第1(2)欄に定めるところ」を「別表第1(2)欄の例」に改める。

第19条第2号中「屋外で」を「、外で」に改め、同条第4号中「北海道開発局長」を「局長」に、「に定めるところ」を「の例」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる措置のほか、水害が予想される場合には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めなければならない。

第20条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条第2項に規定する措置

第21条中「第19条第3号」を「第19条第1項第3号」に改め、同条第1号中「次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留する」を「次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流する」に改め、同号中「ア 7月1日から9月30日までの期間」を削り、同号ア(ア)中「が始まったとき」を「に至った時」に改め、同号ア(イ)中「制限水位」を「常時満水位（7月1日から9月30日までの期間においては制限水位。以下同じ。）」に改め、同号ア(ウ)中「制限水位」を「常時満水位」に改め、同号ア(エ)中「が始まる時」を「に至った時」に、「制限水位」を「常時満水位」に、「下っている」を「下回っている」に改め、同号イを削る。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第13条、第18条及び第19条第4号）

	通 知 の 相 手 方 名 称	担 当 機 関 の 名 称	通 知 の 方 法	摘 要
(1)	北海道知事	空知総合振興局 札幌建設管理部深川出張所	加入電話	
	深川市長	深川市役所 総務課		
	沼田町長	沼田町役場 総務財政課		
	秩父別町長	秩父別町役場 総務課		
	北竜町長	北竜町役場 総務課		
	妹背牛町長	妹背牛町役場 総務課		
	雨竜町長	雨竜町役場 総務課		
	深川警察署長	深川警察署 地域課		
(2)	北海道開発局長	札幌開発建設部 河川整備保全課 公物管理企画課		
	河川担当事務所長	札幌開発建設部 滝川河川事務所		

別表第2（第14条第2項）

No	サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの能力	摘要
	鷹泊ダムサイレン	深川市鷹泊2404番地先	2.2kw	
1	スップサイレン	深川市鷹泊2064番地先	2.2kw	
2	鷹泊サイレン	深川市鷹泊136番地先	2.2kw	

3	不知火サイレン	深川市ウッカ788番地先	2.2kw	
4	上宇摩サイレン	深川市ウッカ62番地先	2.2kw	
5	下宇摩サイレン	深川市宇摩2119番地先	2.2kw	
6	下多度志サイレン	雨竜郡沼田町東予1090番地先	2.2kw	
7	滝の上サイレン	雨竜郡秩父別町滝の上1番地5地先	2.2kw	
8	秩父別8条サイレン	雨竜郡秩父別町8条2丁目2071番地28地先	2.2kw	
9	沼田サイレン	雨竜郡沼田町字沼田107番地25地先	2.2kw	
10	秩父別4条サイレン	雨竜郡秩父別町4条8丁目2015番地39地先	2.2kw	
11	板谷川端サイレン	雨竜郡北竜町字板谷525番地先	2.2kw	
12	和川端サイレン	雨竜郡北竜町字和450番地2地先	2.2kw	
13	面白内サイレン	雨竜郡雨竜町字面白内2036番地先	2.2kw	
14	中島サイレン	雨竜郡雨竜町字中島68番地81地先	2.2kw	
15	北伏古サイレン	雨竜郡雨竜町字北伏古44番地101地先	2.2kw	

別表第3（第16条第1項）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	鷹 泊 貯 水 池 水 位 観 測 所	深川市鷹泊2404番地先	有線遠隔 自記水位計	毎日1回 （洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては60分ごとに1回）	流入量は第8条の規程により、流量は水位の観測の結果に基づきそれぞれ算定する。
水位及び流量	上 幌 加 内 水 象 観 測 所	雨竜郡幌加内町上幌加内	ロボットテレメーター付き現場 自記水位計		
	鷹 泊 橋 水 位 観 測 所	深川市鷹泊1741番地先			
降雨量	鷹 泊 貯 水 池 雨 量 観 測 所	深川市鷹泊2404番地先	有線遠隔 自記雨量計		
	上 幌 加 内 水 象 観 測 所	雨竜郡幌加内町上幌加内	ロボットテレメーター付き現場 自記雨量計		
積雪の深さ	鷹 泊 貯 水 池 雪 量 観 測 所	深川市鷹泊2404番地先	積雪尺	少なくとも3月及び4月中に各1回	
流 量	雨 竜 第 1 ダム 水 位 観 測 所	北海道雨竜郡幌加内町字朱鞠内	自動記録計	洪水時、洪水警戒時及び必要に	各水位観測所並びに雨量観測所の観測結
	雨 竜 第 2 ダム 水 位 観 測 所	同 上	同 上		

水 位	朱 鞠 内 水 位 観 測 所	同 上	同 上	応じて60分ごとに1回	果は雨竜発電所より専用電話により収集する。
降雨量	雨 竜 第 1 ダム 雨 量 観 測 所	同 上	自動雨量計		

別表第4（第16条第2項及び第3項）

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘 要
気 象	ダム地点における天気、気圧、気温、 相対湿度	毎 日	
水 象	使用水量、貯水池表面付近の水温及び 貯水池内の結氷状態	毎 日	
ダムの 状 況	漏水量	少なくとも毎月2回	
	揚圧力	毎月1回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		毎年度1回	

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の鷹泊ダム操規程の規定は、令和4年1月20日から適用する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第21号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第327号）の適用を受ける。

令和4年3月11日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和3年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和4年3月11日に一般競争入札の公告を行うスクールバス運行委託業務
- (2) 資 格 スクールバス運行委託業務に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 陸上運送サービス
- 2 資 格 要 件
- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に該当する種別について同法第4条（一般旅客自動車運送事業）の許可を現に受けている者であること及び許可を受けている営業区域が北海道運輸局室蘭陸運支局の管轄区域内であること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項の規定による旅客の運賃及び料金を定め、地方運輸局長へ届け出ている者であること。
- 3 資 格 要 件 の 特 例
- 平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和4年3月11日（金）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ午前11時）までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
- なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)並びに5の(1)及び(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
- (3) 電 話 番 号 0143-24-9605

北海道教育庁胆振教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月11日

北海道教育庁胆振教育局長 山 上 和 弘

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 北海道室蘭養護スクールバス運行委託業務（1日当たりの単価）

(ア) 室蘭コースA 1日2運行 98日

(イ) 室蘭コースB 1日3運行 105日

(ウ) 登別コースA 1日2運行 98日

(エ) 登別コースB 1日3運行 105日

(オ) 伊達コースA 1日2運行 98日

(カ) 伊達コースB 1日3運行 105日

イ 北海道室蘭養護学校スクールバス運行委託業務（増便）（1日当たりの単価）

(ア) 室蘭コースA 1日2運行 203日

(イ) 伊達コース 1日1運行 203日

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間

ア 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

北海道教育庁胆振教育局告示第21号に規定するスクールバス運行委託業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭

市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和4年3月22日(火)午前11時(送付による場合は、同月18日(金)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ(<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/index.html>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低であるものを落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、地方運輸局長へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額(単価)であることの確認を行う。この場合において、当該積算内訳書に不備等がある場合は、当該積算内訳書に係る入札を無効とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

(3) 電話番号 0143-24-9605

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a (a) School Bus Subcontracting Service (Muroran course) twice / day 98 days
- (b) School Bus Subcontracting Service (Muroran course) three times / day 105 days
- (c) School Bus Subcontracting Service (Noboribetsu course) twice / day 98 days
- (d) School Bus Subcontracting Service (Noboribetsu course) three times / day 105 days
- (e) School Bus Subcontracting Service (Date course) twice / day 98 days
- (f) School Bus Subcontracting Service (Date course) three times / day 105 days
- b (a) Increased Number Of School Bus Subcontracting Service (Muroran course) twice / day 203 days
- (b) Increased Number Of School Bus Subcontracting Service (Date course) once / day 203 days

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 22, 2022

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 18, 2022)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9605

北海道教育庁上川教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年3月11日

北海道教育庁上川教育局長 河野秀平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

上川管内道立学校で使用する電力受給契約

- (1) 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 1月当たり2,115kW
- (2) 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 年間合計4,802,593kWh

2 落札を決定した日

令和4年2月14日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道電力株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

4 落札金額

(1) 858円87銭 (2) 18円45銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年12月24日付け北海道教育庁上川教育局告示第124号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	び少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る受験票及び合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印
道 公 安 委 員 会 告 示	
北海道公安委員会告示第37号 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年3月11日 北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ 北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道公安委員会印の項2の事項中「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「及びクロスボウ所持許可証」を加え、「、許可の条件欄」を削り、「同許可証とこれに」を「これらの許可証とこれらの許可証に」に改め、同項3の事項中「及び刀剣類所持許可証」を「、刀剣類所持許可証及びクロスボウ所持許可証（産業等用）」に改め、「、条件欄」を削り、同項4の事項中「猟銃等保管業届出書」を「保管業届出書」に、「模造けん銃製造等届出書」を「模造拳銃製造等届出書」に改め、同項6の事項を次のように改める。 6 猟銃安全指導委員証の押印 別表専用公印の部北海道公安委員会印の項中 銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、警察関係地方公益法人の立入検査に従事する職員の身分証明書、少年指導委員証及 を	に改め、同部北海道公安委員会小印の項中 1 銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、警察関係地方公益法人の立入検査に従事する職員の身分証明書、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る受験票及び合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印 2 表示措置命令書控とクロスボウ番号標との契印 2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）、刀剣類所持許可証、 を に改める。

資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印 教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証並びにクロスボウ射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 3 猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印 附 則 この規程は、令和4年3月15日から施行する。	転免許証、少年指導委員証、少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印
道 方 面 公 安 委 員 会 告 示	
北海道函館方面公安委員会告示第10号 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年3月11日 北海道函館方面公安委員会委員長 橋 本 友 幸 北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項2の事項中「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「及びクロスボウ所持許可証」を加え、「許可の条件欄」を削り、「同許可証とこれに」を「これらの許可証とこれらの許可証に」に改め、同項3の事項中「及び刀剣類所持許可証」を「刀剣類所持許可証及びクロスボウ所持許可証（産業等用）」に改め、「条件欄」を削り、同項4の事項中「猟銃等保管業届出書」を「保管業届出書」に、「模造けん銃製造等届出書」を「模造拳銃製造等届出書」に改め、同項6の事項を次のように改める。 6 猟銃安全指導委員証の押印 別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会圧印の項中	1 銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印 2 表示措置命令書控とクロスボウ番号標との契印 に改め、同部北海道函館方面公安委員会小印の項中 2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証並びにクロスボウ射撃資格認定 を に改め、

載事項の書換え部分の抹消の押印 3 獵銃・空氣銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印	証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 3 獵銃・空氣銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印	自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書及び駐車監視員資格者証の契印
同部函公委小印の項2の事項中「道路維持作業用自動車届出出確認書」を「道路維持作業用自動車届出確認書」に改める。 附 則 この規程は、令和4年3月15日から施行する。		
北海道旭川方面公安委員会告示第15号 北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和4年3月11日 北海道旭川方面公安委員会委員長 進 藤 正 明 北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程 北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。 別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項2の事項中「獵銃・空氣銃所持許可証」の次に「及びクロスボウ所持許可証」を加え、「許可の条件欄」を削り、「同許可証とこれに」を「これらの許可証とこれらの許可証に」に改め、同項3の事項中「及び刀劍類所持許可証」を「刀劍類所持許可証及びクロスボウ所持許可証（産業等用）」に改め、「条件欄」を削り、同項4の事項中「獵銃等保管業届出書」を「保管業届出書」に、「模造けん銃製造等届出書」を「模造拳銃製造等届出書」に改め、同項6の事項を次のように改める。 6 獵銃安全指導委員証の押印 別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会圧印の項中	銃砲刀劍類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、獵銃・空氣銃所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、少年指導委員証、少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、自 を	1 銃砲等、刀劍類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、獵銃・空氣銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印 2 表示措置命令書控とクロスボウ番号標との契印 に改め、同部北海道旭川方面公安委員会小印の項中 2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲等、刀劍類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、獵銃・空氣銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）、刀劍類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証並びにクロスボウ射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 を 2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲等、刀劍類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、獵銃・空氣銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）、刀劍類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証並びにクロスボウ射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 に改める。

射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印

印

3 猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

北海道釧路方面公安委員会告示第11号

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

北海道釧路方面公安委員会委員長 甲 賀 伸 彦

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項2の事項中「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「及びクロスボウ所持許可証」を加え、「許可の条件欄」を削り、「同許可証とこれに」を「これらの許可証とこれらの許可証に」に改め、同項3の事項中「及び刀剣類所持許可証」を「刀剣類所持許可証及びクロスボウ所持許可証（産業等用）」に改め、「条件欄」を削り、同項4の事項中「猟銃等保管業届出書」を「保管業届出書」に、「模造けん銃製造等届出書」を「模造拳銃製造等届出書」に改め、同項6の事項を次のように改める。

6 猟銃安全指導委員証の押印

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会圧印の項中

銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、少年指導委員証、少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書及び駐車監視員資格者証の契印

を

1 銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印
2 表示措置命令書控とクロスボウ番号標との契印

に改め、同部北海道釧路方面公安委員会小印の項中

2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印
3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印

を

2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証並びにクロスボウ射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印
3 猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印

に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

北海道北見方面公安委員会告示第9号

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月11日

北海道北見方面公安委員会委員長 河 合 昭 徳

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項2の事項中「猟銃・空気銃所持許可証」の次に「及びクロスボウ所持許可証」を加え、「許可の条件欄」を削り、「同許可証とこれに」を「これらの許可証とこれらの許可証に」に改め、同項3の事項中「及び刀剣類所持許可証」を「刀剣類所持許可証及びクロスボウ所持許可証（産業等用）」に改め、「条件欄」を削り、同項4の事項中「猟銃等保管業届出書」を「保管業届出書」に、「模造けん銃製造等届出書」を「模造拳銃製造等届出書」に改め、同項6の事項を次のように改める。

6 猟銃安全指導委員証の押印

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会圧印の項中

銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、少年指導委員証、少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書及び駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印

を

1 銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、クロスボウ所持許可証、銃砲所持許可証、

教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証、クロスボウ射撃資格認定証、風俗営業管理者証、特定遊興飲食店営業管理者証、国外運転免許証、少年指導委員証及び少年指導委員身分証明書、警備員等の検定に係る合格証明書、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印

2 表示措置命令書控とクロスボウ番号標との契印

2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印

3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印

に改め、同部北海道北見方面公安委員会小印の項中

を

2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲等、刀剣類及び拳銃部品に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、クロスボウ所持許可証（産業等用）、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証並びにクロスボウ射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印

3 猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印

に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第140号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和4年3月11日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

行政情報ネットワークシステム機器等の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和4年11月1日から令和10年2月29日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和4年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和4年3月11日（金）から同年4月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 令和4年4月22日（金）午後1時50分（送付による場合は、同月21日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Network equipment, Server and Personal computer for administrative information network system 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 50 P.M., April 22, 2022
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 21, 2022)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2239
-

北海道警察本部告示第141号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和4年3月11日

北海道警察本部長 扇 澤 昭 宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 落札に係る物品等の名称
デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
 - (2) 調達台数及び調達予定数量
80台及び1月当たり 1,515,000枚
 - 2 落札を決定した日
令和4年2月25日
 - 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 大丸株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 - 4 落札金額
 - (1) 基本料金 0円
 - (2) 複写料金 1.06円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
令和4年1月4日付け北海道警察本部告示第1号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
-